



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B68巻一道路輸送

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B68 巻一道路輸送

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B68 巻一道路輸送

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

道路輸送

産業に関する記述

「道路輸送」産業は、短距離及び長距離の貨物のトラック輸送を提供する企業により構成される。主要な活動には、消費財及びさまざまなコモディティを含む、コンテナ化された貨物及びバルク貨物の輸送が含まれる。この産業は、2つのカテゴリーに分解されることが多い。すなわち、貸切輸送（車両が単一の顧客のみの財を搭載する）と、小口混載輸送（車両が複数の顧客の財を搭載する）である。相対的に参入しやすいことから、この産業の大半はオーナー経営者により構成されるが、少数の大規模な運送業者は主要な荷送人との契約を通じてマーケットシェアを維持している。大規模な会社は、自社の保有フリートを補完するため、オーナー経営者と下請契約を結ぶことが多い。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
温室効果ガス排出	グローバルでのスコープ1総排出	定量	CO ₂ 換算メートルトン(t)	TR-RO-110a.1
	スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	説明及び分析	該当なし	TR-RO-110a.2
	(1)燃料の総消費量、(2)天然ガス燃料の割合、(3)再生可能燃料の割合	定量	ギガジュール(GJ)、パーセンテージ(%)	TR-RO-110a.3

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
有償トンマイル (RTM) ¹²⁹	定量	RTM	TR-RO-000.A
ロード・ファクター ¹³⁰	定量	数	TR-RO-000.B
従業員数、トラックドライバー数	定量	数	TR-RO-000.C

¹²⁹ TR-RO-000.A に関する注記—有償トンマイル (RTM) は、1 マイル輸送された 1 トンの有償トラフィックとして定義する。有償トンマイルは、各区間の走行マイル数に、その区間での有償トラフィックのトン数を乗じて計算する。

¹³⁰ TR-RO-000.B に関する注記—ロード・ファクターは、容量使用率の測定値であり、貨物が移動したマイル数を走行した合計マイル数で除して計算する。

温室効果ガス排出

トピックサマリー

「道路輸送」産業では、主にトラックのエンジンでディーゼル燃料の燃焼から排出を発生する。二酸化炭素（CO₂）を含む温室効果ガス（GHG）は、気候変動を懸念する政府規制当局及び低炭素又はカーボン・ニュートラルな輸送解決策を求める消費者にとって特に重要（importance）である。トラックからの GHG 排出は輸送関連の排出の重大な（significant）部分を占めているため、この産業は GHG 排出を制限する規制の焦点となっている。燃料効率を向上させるオペレーションへの変更は、企業が燃料コストを削減すると同時に、燃料価格の変動、規制コスト及び GHG 排出の他の結果へのエクスポージャーを限定する効果的な方法を提供する。新型トラックの方が燃料効率が高い一方で、既存のフリートの効率を改善し、排出を削減する対策を講じることもできる。

指標

TR-RO-110a.1. グローバルでのスコープ 1 総排出

- 1 企業は、京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス（GHG）－ 二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃）－ のグローバルでのスコープ 1 の温室効果ガス（GHG）の大気への総排出を開示しなければならない。
 - 1.1 すべての GHG 排出は、CO₂ 換算メートルトン単位で合算し、開示しなければならない。公開されている 100 年間の時間軸の地球温暖化係数（GWP: global warming potential）の値に従って計算しなければならない。現時点での GWP 値の推奨ソースは、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書（2014）である。
 - 1.2 総排出は、オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出補償のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出された GHG をいう。
- 2 スコープ 1 排出は、世界資源研究所（WRI）及び持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準（GHG プロトコル）、2004 年 3 月改訂版」において定義されており、これに従って計算しなければならない。
 - 2.1 認められる計算方法には、基礎的な参考文献として GHG プロトコルに従いつつ、産業固有又は地域固有のガイダンスなど追加的なガイダンスを提供するものを含める。例として以下を含むが、これらに限らない。
 - 2.1.1 GHG Reporting Guidance for the Aerospace Industry (国際航空宇宙環境グループ (IAEG) 発行)
 - 2.1.2 Greenhouse Gas Inventory Guidance : 固定燃焼源からの直接排出 (米国環境保護庁 (EPA) 発行)
 - 2.1.3 India GHG Inventory Program
 - 2.1.4 ISO 14064-1

- 2.1.5 Petroleum Industry Guidelines for reporting GHG emissions (IPIECA 発行 第 2 版 (2011 年))
- 2.1.6 Protocol for the quantification of greenhouse gas emissions from waste management activities (Entreprises pour l'Environnement (EpE) 発行)
- 2.2 GHG 排出データは、企業が財務報告データを連結する方法に従って連結及び開示しなければならない。その方法は、一般的に、GHG プロトコルで定義する「財務上の支配」アプローチ、並びに気候開示基準委員会 (CDSB) によって公表された「環境情報、自然資本、及び関連する事業への影響の報告のための CDSB フレームワーク」(2018 年 4 月) の REQ-07 「組織の境界」に記載されている方法と整合している。
- 3 企業は、前報告期間からの排出の変化について説明する場合がある。これには、変化が排出削減、ダイベストメント、買収、合併、アウトプットの変化又は計算方法の変更 (又はこれらの複数のもの) 等によるものを含む。
- 4 現在の CDP 又は他の企業への GHG 排出の報告方法 (例: 国の規制上の開示プログラム) が、範囲及び使用した連結アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示する場合がある。ただし、主要な開示は上述のガイドラインに従わなければならない。
- 5 企業は、データが連続排出量監視システム (CEMS)、エンジニアリング計算又は物質収支計算からのものであるかどうか等、排出量開示の計算方法について説明する場合がある。

TR-RO-110a.2. スコープ 1 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明

- 1 企業は、スコープ 1 温室効果ガス (GHG) 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画について説明しなければならない。
- 1.1 スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル: 企業会計および報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」において定義されている。
- 1.2 温室効果ガス (GHG) 排出の範囲には、京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス—二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆) 及び三フッ化窒素 (NF₃)—が含まれる。
- 2 企業は、排出削減目標について説明し、関連する場合は、以下を含め、目標に対するパフォーマンスを分析しなければならない。
- 2.1 排出削減目標の範囲 (例: 目標が適用される総排出量の割合)
- 2.2 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースの目標である場合は指標の分母
- 2.3 基準年に対する削減率。この基準年とは、目標の達成に向けて排出について評価する最初の年を表す。
- 2.4 削減活動のタイムライン (開始年、目標年及び基準年を含む)
- 2.5 目標を達成するためのメカニズム

- 2.6 目標年の排出量若しくは基準年の排出量が遡及的に再計算された（若しくは再計算される可能性がある）、又は目標年若しくは基準年が再設定された、すべての状況
- 3 企業は、計画又は目標（又はこの両方）を達成するために必要な活動及び投資、並びに計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える（affect）可能性のあるリスク又は制限要因について説明しなければならない。
- 3.1 関連する活動及び投資には、ルート及び負荷の最適化などの燃料最適化に関する取り組み（efforts）、エンジン及びパワートレインの効率及び空気力学的改善などの技術の採用、電気又は天然ガスを動力源とする車両の使用、軽量化、タイヤの転がり抵抗の改善、ハイブリッド化及びエンジンの自動停止を含むが、これらに限らない。
- 4 企業は、その戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の範囲について、それらがどのようにさまざまな事業単位、地域又は排出源に関連しているのか等について説明しなければならない。
- 5 企業は、その戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）が、地域、国、国際、又は、セクター別プログラムを含む、排出制限又は排出報告ベース（又はこの両方）のプログラム又は規制（EU 域内排出量取引制度、ケベック州キャップ・アンド・トレード制度、カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード・プログラム等）に関連している（related to）か又は関係している（associated with）かを説明しなければならない。
- 6 戦略、計画又は削減（又はこれらの複数のもの）の目標の開示は、報告期間中に進行中（活動中）であった又は完了した活動に限定しなければならない。

TR-RO-110a.3. (1) 燃料の総消費量、(2) 天然ガス燃料の割合、(3) 再生可能燃料の割合

- 1 企業は、(1)すべての源泉からの燃料の総消費量をギガジュール（GJ）単位で集計して開示しなければならない。
- 1.1 消費された燃料の計算方法は、設計上のパラメータではなく、実際に消費された燃料に基づかなければならない。
- 1.2 消費された燃料の許容可能な計算方法には以下に基づく方法を含むが、これらに限定されない。
- 1.2.1 報告期間中に購入した燃料を報告期間開始時の在庫に加えて、報告期間終了時の在庫を差し引いたもの
- 1.2.2 車両ごとに消費された燃料を追跡するもの
- 1.2.3 燃料費を追跡するもの
- 2 企業は、(2)消費された燃料のうち天然ガス燃料であるものの割合を開示しなければならない。
- 2.1 この割合は、消費された天然ガス燃料の量（GJ 単位）を消費された燃料の総量（GJ 単位）で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、(3)消費された燃料のうち再生可能燃料であるものの割合を開示しなければならない。
- 3.1 再生可能燃料は、一般的に米国の再生可能燃料基準（U.S. 40 CFR 80.1401）に

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

~~よって、~~以下の要求事項のすべてを満たす燃料として定義する。

- 3.1.1 再生可能なバイオマスから生産されたもの
 - 3.1.2 輸送用燃料、暖房用オイル、又はジェット燃料に含まれる化石燃料の代替又は削減のために使用されるもの、及び
 - 3.1.3 ~~U.S. 40 CFR 80.1403 に従ってこの要求事項から免除されていない限り、ライフサイクルのライフサイクル・ベースでの温室効果ガス (GHG) 排出量の純減を達成したものがベースラインのライフサイクル GHG 排出量より少なくとも 20%少ないもの~~
- 3.2 企業は、燃料が再生可能かどうかを判断するために使用した基準又は規制を開示しなければならない。
~~再生可能燃料の範囲には、米国の再生可能燃料基準に基づく再生可能識別番号 (RIN) の対象となる燃料が含まれる。~~
- 3.3 この割合は、再生可能燃料の消費量 (GJ 単位) を消費された燃料の総量 (GJ 単位) で除して計算しなければならない。
- 4 開示の範囲は、企業により直接的に消費された燃料に限定される。
 - 5 企業は、燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル (IPCC)、~~米国エネルギー省 (DOE)、又は米国エネルギー情報局 (EIA)~~ から取得した、総発熱量 (GCV) と呼ばれる高位発熱量 (HHV) を使用しなければならない。
 - 6 企業は、燃料使用量 (バイオ燃料を含む) に対する HHV の使用など、この開示で報告するすべてのデータに換算係数を一貫して適用しなければならない。